

げんきプラザの在り方に関する有識者会議傍聴要領

1 オンライン傍聴について

(1) 手続

ア Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）による傍聴（本要領において、「オンライン傍聴」という。）を希望する者は、事務局が指定する日までに、指定の方法で申し込みをすること。

イ オンライン傍聴の受付は、先着順で行う。定員になり次第、受付を終了するものとする。なお、定員はオンライン会議システムの上限とする。

ウ 傍聴者は、傍聴用URLから傍聴するものとする。

エ インターネット回線や視聴に必要な設備等は自身で準備すること。なお、傍聴に当たり、次のセキュリティ要件を満たすこと。

(ア) 使用する端末のOSやアプリケーションソフトは、メーカーのサポート期間内であること。

(イ) 使用するインターネット回線は、本人もしくは所属する組織が管理するものとし、フリーWi-Fiは使用しないこと。

(ウ) パソコンを使用する場合は、必ずウイルス対策ソフトを導入し、最新の定義であること。

(2) 会議の秩序の維持

ア 傍聴者は、会議を傍聴するに当たり、座長及び事務局の指示に従うこと。

イ 座長は、傍聴者が本要領1(3)の規定に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、その者に退場を命ずることができる。

ウ 傍聴者は、座長に退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

(3) 会議を傍聴するに当たり守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ることとする。

ア 傍聴用URL、ID及びパスワードを他者へ漏らさないこと。

イ 他の者を代理で傍聴させないこと。

ウ 他者が会議の映像や音声を視認又は聴取できる環境で傍聴をしないこと。

エ 会議中はマイクとカメラをオフにし、チャット等の機能を使用しないこと。

オ 会議の録音、録画、スクリーンショットの撮影、写真撮影等を行わないこと。

ただし、座長の許可を得た場合は、この限りでない。

カ その他会議の妨害となるような挙動をとらないこと。

(4) その他

ア 通信状況により、映像や音声途切れたり、一時停止したりする可能性がある。

また、配信の続行ができなくなった場合、傍聴を中断する可能性がある。

イ 通信状況の不具合等により傍聴者に不利益が生じたとしても、本有識者会議はその責を負わない。

ウ 公開できない事項を取り扱う場合、会議の一部を非公開とする場合がある。

エ オンライン傍聴の内容については、後日の配信は行わない。

2 会場傍聴について

(1) 手続

ア 会場内での傍聴（本要領において、「会場傍聴」という。）を希望する者は、事務局が指定する日までに、指定の方法で申し込みをすること。

イ 会場傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名及び連絡先等の必要事項を記入し、座長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室すること。

ウ 会場傍聴の受付は、先着順で行う。定員になり次第、受付を終了する。なお、傍聴定員は、有識者会議開催の都度事務局が定める。

(2) 会議の秩序の維持

ア 傍聴者は、会議を傍聴するに当たり、座長及び事務局の指示に従うこと。

イ 座長は、傍聴者が本要領2(3)の規定に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、その者に退場を命ずることができる。

ウ 傍聴者は、座長に退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

(3) 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ることとする。

ア 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

イ 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。

ウ はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用しないこと。

エ 張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなど示威的行為をしないこと。

オ 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

カ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合は、この限りでない。

キ その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 その他

公開できない事項を取り扱う場合、会議の一部を非公開とする場合がある。